

下関市ボートレース企業局公開見積合せ実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、下関市ボートレース事業管理者が発注する物品の購入に係る公開見積合せの実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、公開見積合せとは、対象となる案件を事前に公開し、見積合せへの参加希望者から、当該公開において定める期限までに見積書の提出を受け、当該案件に係る契約の相手方を決定する方法をいう。

(対象案件)

第3条 公開見積合せは、原則として1件当たりの予定価格（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含む。）が10万円以上150万円以下の案件を対象として行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象としないことができる。

- (1) 緊急に物品の購入を行うとき。
- (2) 特殊な物品の購入で1者と随意契約をするとき、又は2者以上の指名を行うとき。
- (3) 単価契約を行うとき。
- (4) 価格の定まっている物品（図書等）の購入を行うとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、ボートレース事業課長が公開見積合せの実施に適さないと認めるとき。

(参加者の資格)

第4条 公開見積合せに参加できる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿に登載されていること。
- (2) 見積合せの期日において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成27年9月1日施行）に基づく指名停止期間中でないこと。

(対象案件の公開)

第5条 公開見積合せの対象案件を記載した書面、その他見積りに必要な資料等は、下関市のホームページ（以下「ホームページ」という。）において公開するものとする。

(公開見積合せの中止)

第6条 ボートレース事業課長は、公開期間中に対象案件の内容に誤りがあるなどの理由により、公開見積合せを公正に執行することができないと認めたときは、当該案件の公開見積合せを中止することができるものとする。この場合においては、直ちにその旨をホームページに掲載するものとする。

(見積書に記載する事項等)

第7条 見積書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 見積年月日
- (2) 宛先（下関市ボートレース事業管理者と記載すること。）
- (3) 見積者の住所、商号又は名称、代表者職及び代表者氏名（受任者を設けている場合は、受任者の住所、支店等の名称、受任者職及び受任者氏名）
- (4) 対象案件の品名、規格、数量及び見積金額（消費税等を除いた額）
- (5) その他ボートレース事業課長が必要と認める事項

(見積書の提出期限)

第8条 見積書の提出期限は、対象案件の公開期間の終了日時とする。

(見積書の提出方法)

第9条 公開見積合せの参加者は、対象案件ごとに作成した見積書を前条の期限までに提出しなければならない。

- 2 見積書の提出方法は、ボートレース事業課へ持参、郵送またはファクシミリによるものとする。ファクシミリによる見積書の提出により、落札した場合は、落札決定後速やかに見積書の原本を提出すること。
- 3 原則として、一度提出した見積書の差し替え、変更及び取消しは認めないものとする。

(見積書の無効)

第10条 次の各号のいずれかに該当する見積書は、無効とする。

- (1) 公開見積合せに参加する資格のない者が見積ったもの
- (2) 同一案件について同一の者により提出された2通以上の見積書全部
- (3) 記名のないもの
- (4) 金額を訂正したもの
- (5) 記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具（消せるボールペン等）を使用して記入されたもの

- (6) 誤字、脱字などにより意思表示が不明瞭なもの
- (7) 記載事項に不備があるもの
- (8) 錯誤により提出されたと認められるもの
- (9) 見積りに関し、妨害又は不正の行為を行ったと認められるもの
- (10) 受任者を設けている場合において、受任者でない者が見積もったもの
- (11) 前各号のほか、仕様の条件に合わないもの

(契約の相手方の決定)

第11条 有効な見積書を提出した者のうち、予定価格の範囲内で最低価格を見積った者を契約の相手方として決定し、その旨を通知する。

2 予定価格の範囲内で決定となるべき同価格の見積りをした者が2者以上あるときは、速やかに当該見積者にくじを引かせて契約の相手方を決定するものとする。この場合において、当該見積者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該見積りの事務に関係のないボートレース事業課職員にくじを引かせるものとする。

(決定となるべき見積りがない場合)

第12条 予定価格の範囲内で決定となるべき有効な見積りがないときは、当該案件を不調とする。

(決定の取消し)

第13条 契約の相手方として決定した者が、契約の締結までに第4条の資格を満たさなくなったとき又は、第10条第9号に該当すると判明したときは、当該決定を取り消し、契約の締結を行わないものとする。

(契約の締結)

第14条 公開見積合せにおける契約の締結に関する事項については、下関市ボートレース企業局契約規程（以下「規程」という。）第25条から第30条までの規定を適用する。

(契約の履行)

第15条 公開見積合せにおける契約の履行に関する事項については、規程第33条から第34条までの規定を適用する。

(公開見積合せの結果の公表)

第16条 公開見積合せの結果については、契約の相手方及び契約金額をホームページにおいて公表するものとする。

(異議の申立)

第 17 条 公開見積合せの参加者は、契約の相手方が決定した後、本実施要領等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(その他)

第 18 条 この要領に定めのない事項については、関係法令等の定めによる。

附 則

この要領は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。